資料１－④

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
４　北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	社会参加係

【目的】

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

【推進施策】

①北海道意思疎通支援条例の施策の推進

②北海道手話言語条例の施策の推進

【取組内容】

１　障がいのある方の多様な意思疎通手段や手話が言語であること等の道民の理解促進

２　視覚障がいや聴覚障がいのある方等への情報提供体制の強化

３　多様な意思疎通手段による情報発信

４　意思疎通支援者の確保に向けた養成研修の充実などによる意思疎通支援等の強化

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
１	イベント等での啓発	イベント等での啓発	イベント等での啓発
２	情報提供等の充実	情報提供等の充実	情報提供等の充実
３	動画の作成、配信 音声コードや点字等による情報発信	動画の作成、配信 音声コードや点字等による情報発信	動画の作成、配信 音声コードや点字等による情報発信
４	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・各種イベントで条例の普及啓発を目的としたパネルを展示 ・小中学生向け手話教室のカリキュラムを作成し周知	・各種イベントで条例の普及啓発を目的としたパネルを展示 ・小中学生向け手話出前教室を実施	・各種イベントで条例の普及啓発を目的としたパネルを展示 ・小中学生向け手話出前教室の開催案内周知
2	・視聴覚障がい者情報提供施設による情報提供 ・障がい者IT サポートセンターによる相談支援の実施	・視聴覚障がい者情報提供施設による情報提供 ・障がい者IT サポートセンターによる相談支援の実施	・視聴覚障がい者情報提供施設による情報提供 ・障がい者IT サポートセンターによる相談支援の実施
3	・手話、字幕、点字、ルビ、テキストデータによる情報の提供 ・知事記者会見への手話通訳	・手話、字幕、点字、ルビ、テキストデータによる情報の提供 ・知事記者会見への手話通訳	・手話、字幕、点字、ルビ、テキストデータによる情報の提供 ・知事記者会見への手話通訳
4	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施	・手話通訳者養成研修実施 ・要約筆記者養成研修実施 ・盲ろう者通訳・介助員養成研修実施 ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修実施

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
引き続き、多様な意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、情報保障の確保を進める必要がある。 小中学生向け手話教室のカリキュラムの作成・周知をはじめ、条例の普及啓発のため、今後も様々な取組を継続し、道民の理解促進に努めていく必要がある。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）	
評価区分（※）	・コロナ禍により、多くの事業で一部縮小など、これまでとは異なる状況で事業を実施しているが、今後、オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてＩＣＴなどを活用した事業に取り組んでいくとともに、市町村に対しても活用を働きかけていく必要がある。 ・小中学生向け手話教室を実施することで、児童・生徒の時期に手話を知る機会を確保する必要がある。
B	

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見） ・コロナ禍により、今後も必要に応じてＩＣＴ等を活用した取組を啓発する。 ・意思疎通支援者の確保に向け、子ども向けパンフレットの活用や小中学生向け手話教室の開催などを通じて、若年層を含めて広く普及し、情報保障について一層の理解促進に取り組む。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
引き続き、多様な意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、情報保障の確保を進める必要がある。

○評価	
評価区分（※）	・今後、オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてＩＣＴなどを活用した事業に取り組んでいくとともに、市町村に対しても活用を働きかけていく必要がある。 ・小中学生向け手話教室を実施することで、児童・生徒の時期に手話を知る機会を確保する必要がある。
B	

○次期計画に向けての意見や方向性 ・意思疎通支援者の確保に向け、子ども向けパンフレットの活用や小中学生向け手話教室の開催などを通じて、若年層を含めて広く普及し、情報保障について一層の理解促進に取り組む。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況	
・多様な意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、情報保障の確保に努めてきた。 ・意思疎通支援者の確保に向け、小中学生向け手話教室の開催などを計画・実施してきた。	
○評価	
評価区分 （※）	・多様な意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、情報保障の確保に努めることができた。また、意思疎通支援者の確保に向け、小中学生向け手話教室の開催などを計画・実施することができた。 ・次期計画においても、オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてＩＣＴなどを活用した事業に取り組み、市町村に対しても活用を働きかけていくとともに、児童・生徒の時期に手話を知る機会についても、引き続き確保していく必要がある。
B	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑤

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】
５　サービス提供基盤の整備

【担当係】企画調整係
施設整備指定係

【目的】
市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。
また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点の取組を推進します。

【推進施策】
①住まいの基盤整備の充実
②日中活動サービスの充実
③地域生活を支えるサービス基盤の充実
④共生型地域福祉拠点の取組の推進
⑤地域間格差の縮小
⑥施設による支援

【取組内容】
１．社会福祉施設整備補助金を活用した基盤整備
２．サービス基盤の整備とその調整
３．共生型地域福祉拠点の整備（地域福祉課）

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	補助金による施設整備	補助金による施設整備	補助金による施設整備
2	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進
3	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体の取組を促進	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体の取組を促進	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体の取組を促進

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	社会福祉整備選定に関する有識者懇談会の開催	社会福祉整備選定に関する有識者懇談会の開催	社会福祉整備選定に関する有識者懇談会の開催
2	各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議（総量規制の協議）の実施	各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議（総量規制の協議）の実施	各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議（総量規制の協議）の実施
3	市町村・関係団体の拠点整備の取組状況等について、ホームページ等にて公表するなど設置に向けた働きかけを実施 ・拠点設置市町村：179市町村	市町村・関係団体の拠点整備の取組状況等について、ホームページ等にて公表するなど設置に向けた働きかけを実施 ・拠点設置市町村：179市町村	市町村・関係団体の拠点整備の取組状況等について、ホームページ等にて公表するなど設置に向けた働きかけを実施 ・拠点設置市町村：179市町村

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

令和２年度と同様、社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごとに圏域の充足率の低いものを優先して行い、令和３年度当初予算においては、すべての整備要望に対して予算付けを行うことができたところであるが、今後も財源の確保について、国に対し、引き続き、要望を行っていく。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	・引き続き、計画的な本道における障がいサービスの基盤整備が必要である。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・社会福祉施設整備補助金については、今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応	
令和３年度と同様、社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごとに圏域の充足率の低いものを優先して行い、令和４年度当初予算においては、すべての整備要望に対して予算付けを行うことができたところであるが、今後も財源の確保について、国に対し、引き続き、要望を行っていく。	
○評価	
評価区分 （※） B	・引き続き、計画的な本道における障がいサービスの基盤整備が必要である。
○次期計画に向けての意見や方向性	
・社会福祉施設整備補助金については、今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況	
・社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごとに圏域の充足率の低いものを優先して行い、すべての整備要望に対して予算付けを行うことができた。 ・各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議（総量規制の協議）を実施した。 ・市町村・関係団体の拠点整備の取組状況等について、ホームページ等にて公表するなど設置に向けた働きかけを実施した。	
○評価	
評価区分 （※） B	・引き続き、計画的な本道における障がいサービスの基盤整備が必要である。 ・今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑥

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
６　障がい児支援の充実	発達支援係・子ども家庭支援課障がい児支援係

【目的】

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

【推進施策】

①子どもの発達支援の充実
②家族への支援
③福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
④地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進
⑤障がい児支援体制の基盤整備
⑥特別な支援が必要な子どもへの支援

【取組内容】

１．関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施
２．ペアレントメンターの養成と派遣
３．発達支援推進協議会の開催

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
児童発達支援ｾﾝﾀｰ又は市町村中核子ども発達支援ｾﾝﾀｰの設置数	21か所	12か所	12か所	12か所
保育所等訪問支援事業所数	21か所	16か所	16か所	16か所

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施	関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施	関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施
2	ペアレントメンターの養成と派遣	ペアレントメンターの養成と派遣	ペアレントメンターの養成と派遣
3	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・道立施設専門支援事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （42市町村） ・発達支援関係職員実践研修の実施 （教育局との合同開催） （14(総合)振興局） ・発達支援研修会の開催 （障がい児支援関係職員対象） （３月（１か月)配信） ・難聴児等支援派遣研修事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （21市町村）	・道立施設専門支援事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （32市町村） ・発達支援関係職員実践研修の実施 （教育局との合同開催） （14(総合)振興局） ・発達支援研修会の開催 （障がい児支援関係職員対象） （12月（１か月)配信） ・難聴児等支援派遣研修事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （23市町村）	・道立施設専門支援事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （60市町村） ・発達支援関係職員実践研修の実施 （教育局との合同開催） （14(総合)振興局） ・発達支援研修会の開催 （障がい児支援関係職員対象） （２月（１か月)配信） ・難聴児等支援派遣研修事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （24市町村）
2	・ペアレントメンターの養成研修（１回） ・ペアレントメンターの派遣（７市町村）	・ペアレントメンターの養成研修（１回） ・ペアレントメンターの派遣（14市町村）	・ペアレントメンターの養成研修（１回） ・ペアレントメンターの派遣（10市町村）
3	・発達支援推進協議会の開催（３回）	・発達支援推進協議会の開催（２回）	・発達支援推進協議会の開催（４回）

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・　障がいのある子どもが、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう、地域支援体制の構築を図っており、国の基本的な指針に基づき、各圏域に１か所以上、児童発達支援センター（施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、市町村中核子ども発達支援センター）及び保育所等訪問支援事業所の設置をすることを目標としている。
　令和３年度、中核センターの認定基準を満たす事業所に対し、個別に働きかけを行い、留萌圏域で設置されたが、未だ設置が進んでいない地域がある。

・　地域支援を行う職員の育成を図るため、
　－　道立施設の専門職員を市町村へ派遣し、専門的知識や技術を提供する事業
　－　教育等の関係機関との連携のもと、実践的な支援技術の向上を図る研修
　－　子どもの発達支援に関わる職員の資質向上を図る研修
　－　身近な地域で専門的な療育を受けることが難しい難聴児等について、聾学校の教諭や道立施設の言語聴覚士を派遣する事業を実施する。

・　発達障がいのある子を育てた経験を基に相談相手となる親（ペアレントメンター）の養成・派遣を行う。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	・障がい児への支援の充実を図るために、各事業を継続する必要がある。 ・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等を把握する必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・障がい児支援の充実を図るために、各事業を継続的に実施する。
・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等の把握を行っていく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・　障がいのある子どもが、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう、地域支援体制の構築を図っており、国の基本的な指針に基づき、各圏域に１か所以上、児童発達支援センター（施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、市町村中核子ども発達支援センター）及び保育所等訪問支援事業所の設置をすることを目標としている。

・　地域支援を行う職員の育成を図るため、
  - 道立施設の専門職員を市町村へ派遣し、専門的知識や技術を提供する事業
  - 教育等の関係機関との連携のもと、実践的な支援技術の向上を図る研修
  - 子どもの発達支援に関わる職員の資質向上を図る研修
  - 身近な地域で専門的な療育を受けることが難しい難聴児等について、聾学校の教諭や道立施設の言語聴覚士を派遣する事業を実施する。

・　発達障がいのある子を育てた経験を基に相談相手となる親（ペアレントメンター）の養成・派遣を行う。

○評価

評価区分（※）	
C	・障がい児支援の充実を図るために、各事業を継続的に実施する。 ・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等の把握を行っていく。

○次期計画に向けての意見や方向性

・障がい児支援の充実を図るために、各事業を継続的に実施する。

・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等の把握を行っていく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
・障がい児支援の充実を図るために、事業所等を対象とした研修を行うなど取り組んできた。また、児童発達支援ｾﾝﾀｰ又は市町村中核子ども発達支援センターの設置を促進するため、市町村等を対象とした研修会を開催するなど、引き続き、各事業を実施していく。 ・発達障がいのある子を育てた経験を基に相談相手となる親（ペアレントメンター）の養成を行い、市町村等へ派遣した。
○評価

評価区分（※）	
C	・障がい児支援の充実を図るために、各事業を継続的に実施する。 ・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等の把握を行っていく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている